

【現状と課題】

現 状

1 小児医療

- 発熱などの比較的軽症な小児患者は、診療所（かかりつけ医）が対応しています。
かかりつけ医で対応困難な事例については、連携する病院へ患者が紹介され、受け入れるシステムが機能しています。
- 厚生連江南厚生病院には高機能かつ総合的な小児医療を提供する「こども医療センター」が設置されています。
- 県コロニー中央病院は、心身の発達に重大な障害を及ぼす各種疾病に対する専門的かつ総合的な診断とその予防・治療を担い、心身の発達障害に関する専門病院として機能しています。
- 各市町には、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童への対応を行う要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が設置されており、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、児童虐待への対応を行っています。

2 小児救急医療体制

- 春日井小牧地域は、休日においては休日・夜間急病診療所（小牧市は、休日急病診療所）で対応し、平日及び休日の夜間については春日井市休日・夜間急病診療所、春日井市民病院及び小牧市民病院において対応しています。
- 尾張北部地域については、犬山市、江南市及び岩倉市は休日急病診療所で対応しています。
また、平日及び休日の夜間については病院群輪番制及び小牧市民病院において対応しています。
- 尾張北部地域については、厚生連江南厚生病院が医師会の協力を得て、日曜・祝日の日勤帯（9:00～17:00）に小児の一次救急診療を実施しています。
厚生連江南厚生病院は同時間帯に小児科常勤医の日直体制をとります。
- 厚生連江南厚生病院は、「こども医療センター」を365日・24時間応需の小児2次救急センターとして運営しています。
- 救命救急センターとして小牧市民病院が指定されています。（平成25年4月1日現在）
- 本県では、夜間に、看護師や小児科医による保護者向けの小児救急電話相談事業を平成17

課 題

- 「こども医療センター」の運用を始め、小児医療提供体制の充実のために病院と一次救急医療施設等が連携を強化する必要があります。
- 心身の発達に障害のある人が身近な地域で安心して医療を受けられる環境づくりや、医療機関間の機能分担と連携の強化を進める必要があります。
- 医療機関は虐待や虐待の兆候を発見しやすい立場にありますので、地域関係機関と連携し、地域のネットワークへつなげていく必要があります。
- 小児の救急医療体制について引き続き充実を図る必要があります。
- 小児救急電話相談について、地域住民への周知を図る必要があります。

年度から実施しています。

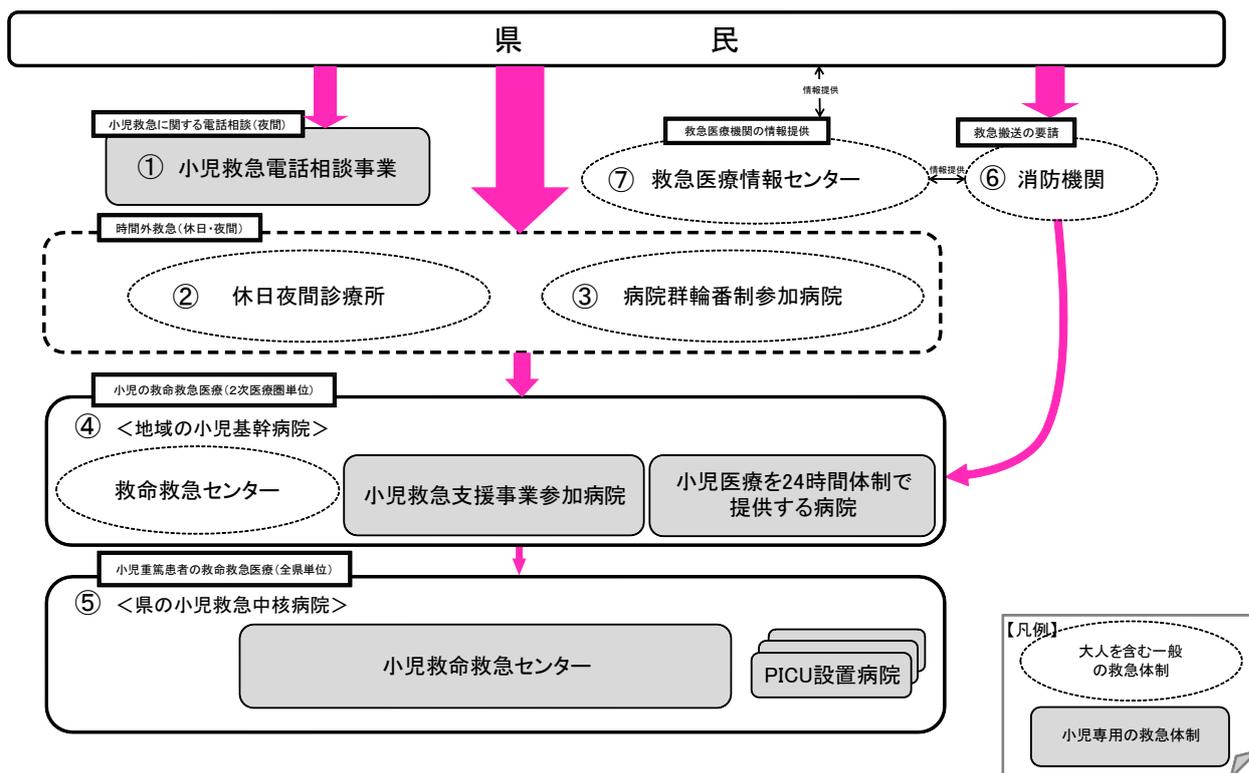
- 小児救急医療において、家族の「いつでも、どこでも小児科医の診察を受けたい」というニーズは大きく、現状の小児救急医療提供体制との間には大きな開きがあり、2次救急医療機関に患者が集中している現状です。

- 各市町、医師会等において、かかりつけ医制を推進する必要があります。
- 救急医療情報システムのより効率的な活用及び適切な応急手当について、地域住民への知識普及を図る必要があります。

【今後の方策】

- 厚生連江南厚生病院の小児救急医療体制の運用を始め、小児救急医療体制の一層の充実を図るため、病院と一次救急医療施設の連携推進に努力していきます。
- 身近な地域で診断から治療、また、子どものニーズに応じたサービスが提供できるよう、かかりつけ医制を推進していきます。
- コロニー中央病院は、心身の発達障害に関する地域医療の充実のために、地域医療機関の障害に関する理解向上への取組み、紹介・逆紹介による医療機関の機能分担と連携強化等に努めます。
- 心身障害者コロニーについて、地域医療再生計画に基づき、県内の発達障害医療の拠点施設及び小児・周産期医療の後方支援施設として、療育医療総合センター（仮称）に建て替え整備します。

小児医療連携体系図



【体系図の説明】

- ① 小児救急電話相談事業とは、小児の保護者の安心感の向上を図るため、かかりつけの小児科医等が診療していない夜間（19時～23時）に、看護師や小児科医による保護者向けの救急電話相談を行うものです。
- ② 休日・夜間の時間外救急は、休日夜間診療所が担当します。
- ③ 病院群輪番制に参加する病院は、原則として2次医療圏域の休日・夜間の救急患者を受け入れますが、時間外外来に多くの小児の軽症患者が集中しています。

- ④ 地域の小児基幹病院には、救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院(診療報酬により小児入院管理料1又は2の評価を受けている病院)が該当します。
- 地域の小児基幹病院は、原則として2次医療圏域の小児の重篤な救急患者を受け入れます。小児救急医療支援事業は、県内2か所の医療圏で実施しています。
- ⑤ 県の小児救急中核病院には、小児救命救急センターが該当します。また、県の要請によりPICUを設置している病院は、小児救命救急センターの役割の一部を補完します。
- 県の小児救急中核病院は、全県レベルで小児の重篤な救急患者を受け入れます。
- 県あいち小児医療センターは、平成27年度のPICU16床を有する救急棟の整備後に、県内唯一の小児救命救急センターとして運用が開始されます。
- ⑥ 救急搬送の要請を受けた消防機関は、地域の小児基幹病院に連絡し、迅速に搬送します。
- ⑦ 愛知県救急医療情報センターでは、インターネットや電話を通じ、消防機関や県民に対して受診可能な医療機関を案内します。

※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しています。